



暴力のない環境が 幸せな笑顔を育てます

▲扇橋在住 向山さん 「暴力で解決できることって、何もありませんよ」

「被害者が相談しやすい方法が身近にあるとよいのではないかと思います」



▶白河在住 志村さん
「言葉や経済的暴力もあるそうです」



あらゆる暴力は人権侵害にあたります。理由を問わず、また家族など親密な関係内かどうかを問いません。11月12日～25日は「女性に

対する暴力をなくす運動」の実施期間です。もし、暴力に悩んでいる人がいたら、専門の相談機関の情報をお伝えください。

あらゆる

暴力の根絶を目指して

11/12～25「女性に対する暴力をなくす運動」

内閣府は、毎年11/12～25(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、地方自治体や女性団体等と連携・協力し意識啓発など女性に対する暴力に関する取組を一層強化します。

プラン21の重点プラン

区では、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するための

最近では、外からは見えにくい言葉や態度による精神的暴力が増えています。ひとりで悩まず、左表の相談機関をご活用ください。相談はいつでも無料です。

計画として、平成18年3月に江東区男女共同参画プラン21を改定、重点プランとして「あらゆる暴力の根絶」を掲げています。

女性のなやみとDV相談

女性に対する暴力問題をはじめとする区内の女性の様々な悩みを、「女性のなやみとDVホットライン」、事前予約制の「女性のなやみとDV相談」で受付しています。DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫や恋人(パートナー)等親密な関係にある人、又はあった人からの、身体的・精神的・性的な暴力や虐待のことです。

11月は児童虐待防止推進月間

幼い命が親の虐待によって奪われる痛ましい事件が後をたたない今、児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」とし、全国でさまざまなフォーラムやキャンペーンが開催されます。

本紙名称募集

性別にかかわらず、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会の実現を考える情報紙にふさわしい名称を募集します。(詳細は8面)

メ 切 11月21日(金)

DVの相談窓口

- 江東区女性のなやみとDVホットライン
☎3647-9551 月～金(9:00～17:00、12:00～13:00を除く)土(9:00～12:00)
※専門相談員が他の相談中の場合は男性等の職員がでる場合があります。
- 江東区女性のなやみとDV相談(要予約)
☎3647-9551(上記ホットライン) 水(15:00～19:00) 木・土(13:00～17:00) 保育有(1歳～未就学児、要事前予約)
- 江東区女性のための法律相談(要予約)
☎5683-0341(男女共同参画推進センター) 水(13:00～16:00)
- 東京ウィメンズプラザ(配偶者暴力相談支援センター)
☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00～21:00)
- 東京都女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
☎5261-3110 月～金(9:00～20:00)
- 保護第一課(深川地区にお住まいの方)
☎3645-3106 月・火・木・金(9:00～17:00)
- 保護第二課(城東地区にお住まいの方)
☎3637-2707 月・火・木・金(9:00～17:00)
- 警視庁総合相談センター
☎3501-0110 月～金(8:30～17:15)
- 全国共通DVホットライン
☎0120-956-080 月～土(10:00～15:00)
- 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810(全国共通)月～金(8:30～17:15)

(夜間・緊急時)

警察(事件発生時) 110番
東京都女性相談センター ☎5261-3911

児童虐待の相談窓口

- 児童虐待ホットライン(南砂子ども家庭支援センター)
☎3646-5481 月～土(9:00～18:00)
- 子育て支援担当課 ☎3647-4408 月～金(8:30～17:00)
- (夜間・緊急時)
●警察(事件発生時) 110番
●東京都児童相談センター ☎3208-1121

